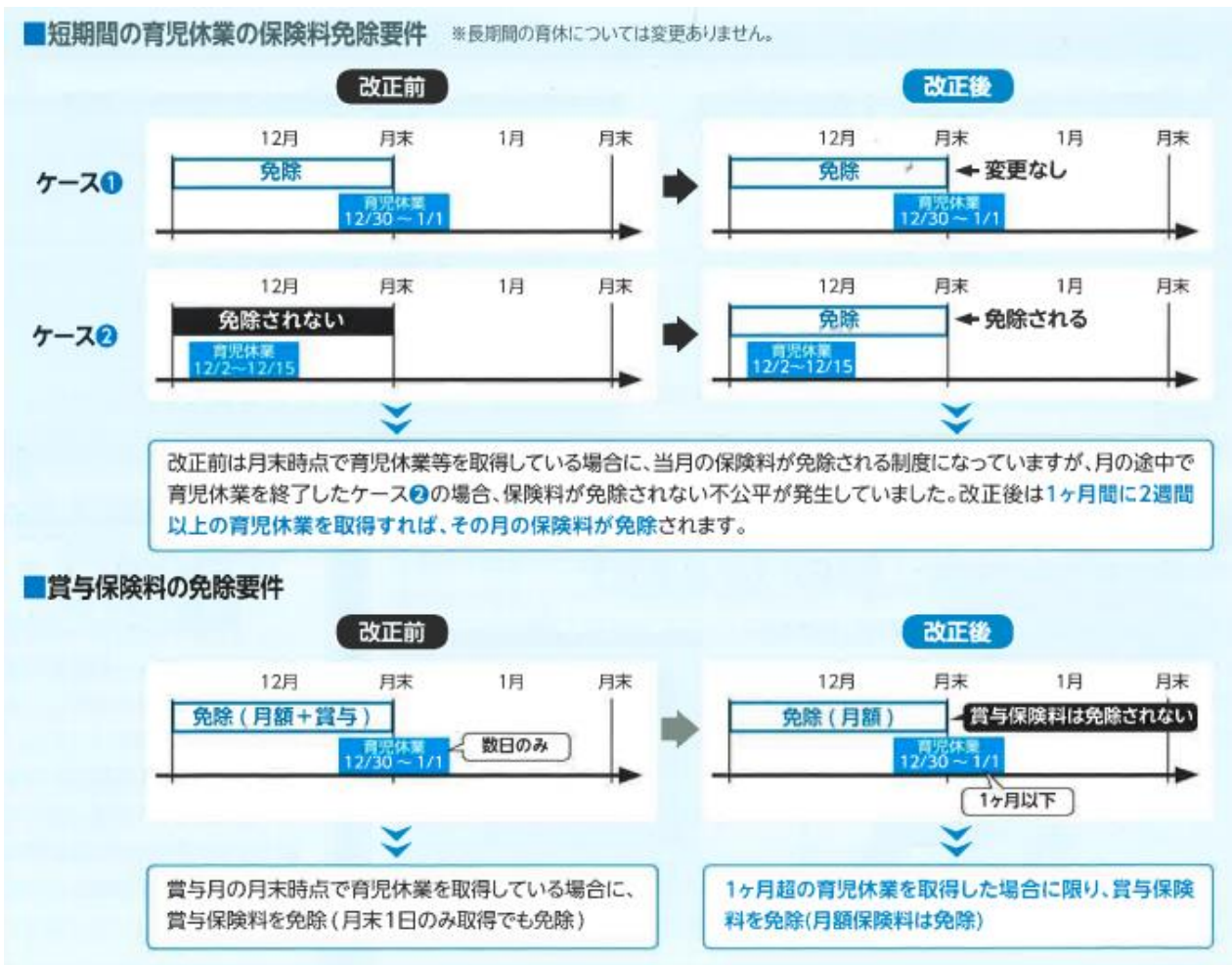


2022年10月から育児休業期間中の保険料免除要件の見直されます。

育児休業中は、健康保険料が免除されますが、法改正に合わせ、短期間の育児休業を取得した場合なども対象となります。ひと月に2週間以上育児休業を取得した場合と、賞与の免除要件が変更になります。



また、出生時育児休業（産後パパ育休）が合わせて創設されます。この制度を利用した場合も健康保険料は免除となります。

■出生時育児休業(産後パパ育休)の概要

対象期間	子の出生の8週間以内に
取得可能日数	4週間まで取得可能
申出期間	原則休業の2週間前まで
分割取得	分割して2回取得可能 ※初めにまとめて申し出ることが必要
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能

